

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 鷹野 正則	総務部税務課長 保坂 陽一	事後	人事異動
平成30年2月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により申告書等の確認を行う。 ⑧納税者からの納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。	①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。 ⑧納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。	事前	重要な変更
平成30年2月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (別添1)		「④納税通知書／納付書の送付」の矢印の色を黄色から無色に修正 「⑧納税証明書交付請求」の矢印を無色から黄色に修正 (備考)の①、②、⑧に「個人番号が記載された」を追加	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	6件	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		山梨県新税務システム構築業務委託の追加	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新税務システム構築に係るデータ移行業務の追加	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		〈税務システムデータベースファイル(新)〉の追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報が不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>税務システム内の特定個人情報は業務担当者の画面操作より照会・更新することは可能であるが、ファイル形式で抽出することはできない。業務上の必要からファイル形式での作業を行う場合は、システム管理担当者から目的達成に最低限必要な範囲のみを、暗号化を行うなどの措置を講じたうえで、業務担当者からこれを受け渡す。また、媒体によりファイルの受渡しを行う場合は、受渡しの目的を達した後、直ちにこれを破壊するものとし、その記録を残すこととする。</p>	<p>税務システム内の特定個人情報は業務担当者の画面操作により照会・更新することは可能であるが、ファイル形式で抽出することはできない。業務上の必要からファイル形式での作業を行う場合は、目的達成に最低限必要な範囲のファイルを、暗号化を行うなどの措置を講じたうえで、入退室管理された指定場所において、ネットワーク又は媒体により、システム管理担当者から業務担当者へこれを提供する。システム管理担当者は、業務担当者への提供後直ちに、サーバ内で作成されたファイルを削除し、その記録を残すこととする。なお、媒体によりファイルの提供を行った場合は、システム管理担当者は、業務担当者から媒体の返却を受けてこれを破壊し、その記録を残すこととする。また、業務担当者は作業を指定場所のみで行うこととし、特定個人情報を含むファイルの指定場所からの持ち出しを禁止する。さらに、業務担当者は、作業完了後直ちに、作業で利用した特定個人情報を含む全てのファイルを削除し、その記録を残すこととする。</p>	事前	重要な変更
平成30年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年4月23日(木)～平成27年5月22日(金)	平成29年10月26日(木)～平成29年11月24日(金)	事前	重要な変更
平成30年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	(諮問)平成27年6月4日(木) (審議)平成27年7月7日(火)、8月12日(水)、8月27日(木) (答申)平成27年8月27日(木)	(諮問)平成29年12月15日(金) (審議)平成29年12月26日(火) (答申)平成30年1月29日(月)	事前	重要な変更
平成30年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<p>評価書(案)については、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるとした上で、次の意見が付された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者のなりすましによる情報漏えいについて、リスクに応じた対策を講じること。 ・外部からの攻撃による情報漏えいについて、さらなる対策を講じること。 ・情報セキュリティに関する資格の取得を求めると、従業者等に必要な知識を習得させること。 ・「違反行為をした従業者等に対する措置」について評価書に記載すること。 <p>上記に加え、リスク対策についてより具体的な記載等を行うことについての答申を受け、評価書の追記・修正を行った。</p>	<p>評価書(案)については、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるとした上で、次の意見が付された。</p> <p>本件評価書のⅢ-3の「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」における「リスクに対する措置の内容」については、特定個人情報ファイルの受け渡し先での取扱いに係る措置についての記載がされておらず、リスク対策としてなお不十分と読み取れるため、当審議会としては、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が一層図られるよう本件評価書への記載を修正すべきであると意見する。</p> <p>上記答申を受け、評価書に具体的な対応を記載した。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	総務部税務課長 保坂 陽一	総務部税務課長 今井 幸一	事後	人事異動
平成30年5月10日	I 基本情報-5.個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項及び第89項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令改正
平成30年5月10日	I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の第28項	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の第28項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	法令改正
平成30年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令改正
平成30年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第12号	番号法第19条第9号及び第14号	事後	法令改正
平成30年5月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、政令で定められた期間保存する。	番号法第十九条第九号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、政令で定められた期間保存する。	事後	法令改正
平成30年5月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で定められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で定められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第九号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	事後	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十号)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第九号、同法施行令第二十三条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十号)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	事後	法令改正
平成30年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第12号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正
令和元年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー 6. 特定個人情報の保管・消去ー ①保管場所	県における措置> ・サーバ室の中に設置したサーバに保管されており、サーバ室への入退室は、ICカードにより管理している(ICカードが無いものは入退室することができない)。また、サーバラックは保守作業時を除き、施錠されている。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<県における措置> ・データセンター内のサーバ室に設置したサーバに保管されており、データセンターへ入退館は24時間管理され、入館には事前申請と写真付き身分証明書の提示を義務付けている。サーバ室への入退室は、生体認証 ドにより管理している(事前に生体認証が登録されていないものは入退室することができない)。また、サーバラックは保守作業時を除き、施錠されている。 ・監視カメラによって、データセンターへの入退館時及びサーバ室への入退室時、ラック周囲、通路の状況を監視・記録している。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和元年12月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ー 7. 特定個人情報の保管・消去ー リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクー⑤ 物理的対策	<税務システムにおける措置> ① 税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③ 全てのサーバ機器に係る電源については、常時給電型無停電電源装置を設置している。	① 税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理、有人監視及び施錠管理されており、防災設備(地震・火災・水害・雷害・非常時対策)が整っている。 ② サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③ 電源は、2系統の受電経路が確保されており、冗長化対策が講じられている。また、全てのサーバ機器に係る電源については、常時給電型無停電電源装置を設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目（別添2）		〈税務システムデータベースファイル（現行）〉の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和元年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目（別添2）	〈税務システムデータベースファイル（新）〉	〈税務システムデータベースファイル〉	事後	軽微な変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	4件	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新税務システム構築に係るデータ移行業務の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新税務システム構築に係るデータ移行業務の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和2年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 今井 幸一	総務部税務課長 村松 茂樹	事後	人事異動
令和3年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 村松 茂樹	課長	事後	様式変更
令和3年9月1日	I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携- ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号及び第14号	番号法第19条第10号及び第15号	事前	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	番号法第十九条第九号	番号法第十九条第十号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第十九条第九号	番号法第十九条第十号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法第十九条第九号	番号法第十九条第十号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事前	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年12月14日	事後	番号制度の導入に伴う税務システムの初期セットアップ業務に係る業務委託契約締結日に修正
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所 ※	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)	事後	法令改正
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法 <税務システムにおける措置>	<税務システムにおける措置> ①・②略	<税務システムにおける措置> ①・②略 ③ディスク交換やハード更改等の際は、税務システムサーバーのハードウェアの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	税務システムにおける措置について、実態に即した記載を追加
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法 <統合宛名システムにおける措置>	<統合宛名システムにおける措置> 統合宛名システムの特定個人情報は、原本である税務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。	<統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムの特定個人情報は、原本である税務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムサーバーのハードウェアの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	統合宛名システムにおける措置について、実態に即した記載を追加
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法 <統合宛名システムにおける措置>	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 操作手引書で定められた手順により、権限のある職員が消去する。	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ①操作手引書で定められた手順により、権限のある職員が消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、国税連携システム(eLTAX)サーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	国税連携システム(eLTAX)における措置について、実態に即した記載を追加

